

猟銃・空気銃等の申請に係る負担軽減について

平成26年8月1日より、猟銃・空気銃等の手続きの一部において、

郵送による手続・代理人による手続

が可能になります。

郵送による可能な手続き



- 教習資格認定証の受領
- 猟銃用火薬類等譲受許可証の受領(教習資格者のみ)
- 技能講習通知書の受領
- 技能講習修了証明証の受領
- 猟銃・空気銃所持許可証の受領(新規所持者のみ)
- 講習修了証明書、教習資格認定証、技能講習修了証明書の再交付における受領



郵送は、簡易書留で行ってください。

返信用封筒、郵送料等は申請者の方の負担となります。

代理人による可能な手続き



- 上記郵送手続が可能なもの



代理人による申請の場合は委任状と運転免許証などの代理人本人であることが確認できるものが必要となります。



